

# 防府市夜間養護等（トワイライトステイ）事業実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この事業は、児童を養育している家庭の保護者が仕事等の理由において恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童養護施設等（以下「実施施設」という）において、生活指導、食事の提供等を行うこと（以下「トワイライトステイ等」という。）により、生活の安定、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。（以下「事業」という。）

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は、防府市とする。

（対象者）

第 3 条 トワイライトステイ等の対象になる者は、防府市内に住所を有し、保護者の仕事等により、夜間又は休日に不在となる家庭の児童で市長が認めたものとする。

（実施施設）

第 4 条 実施施設は、あらかじめ市長が指定した児童養護施設等とする。

（トワイライトステイ等の申請）

第 5 条 トワイライトステイ等を希望する保護者は、緊急やむを得ない場合を除き事業の利用を希望する前日までに夜間養護等（トワイライトステイ）利用申請書（第 1 号様式）により市長にトワイライトステイ等の利用を申請するものとする。

（トワイライトステイ等の実施決定）

第 6 条 市長は利用申請があった場合、実施施設の受け入れに支障がない限り速やかに決定を行うものとし、夜間養護等（トワイライトステイ）決定通知書（第 2 号様式）により保護者に通知するとともに、夜間養護等（トワイライトステイ）委託決定通知書（第 3 号様式）により実施施設に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の手続きは事後であっても差し支えないものとする。

（トワイライトステイ等の中止及び届出）

第7条 実施施設の長は、事業の実施について次に掲げるいずれかの理由が生じたときは、事業を中止するものとする。

(1) トワイライトステイ等を利用する児童の健康状態の変化等により実施施設での対応が著しく困難になったとき。

(2) トワイライトステイ等を利用する児童が事業の対象に該当しなくなったとき。

2 実施施設の長は前項の規定により事業を中止するときは、夜間養護等(トワイライトステイ)施設利用中止届(第4号様式)により、市長に届け出るものとする。

(児童の送迎)

第8条 トワイライトステイ等に伴う児童の送迎は、原則として保護者が行うものとする。ただし、保護者による送迎が困難な場合は、実施施設による付添い送迎を利用することができる。

(費用)

第9条 市長は、実施施設に対し、トワイライトステイ等の実施に要した経費(別表の事業単価により、換算した額)を実施施設に支弁するものとする。

2 実施施設の長は、7月、10月、1月、4月の10日までに前3か月分について、前項に基づき算定した額を市長に請求するものとする。

3 市長は、事業の実施に要した経費の一部(別表の利用者負担額により算定した額)を保護者から徴収することができる。

(負担金の納付)

第10条 保護者は、利用にかかる負担額を市に納付しなければならない。

(実績報告)

第11条 実施施設の長は、毎月10日までに前月分について、別表に基づき算定した額を夜間養護等(トワイライトステイ)受託実績報告書(第5号様式)により市長に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長及び実施施設の長は、この事業の実施に当たっては、相互に連携を図り、児童相談所、母子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機

関とも十分な連携をとるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】実施基準表

対 象 事 業	事 業 単 価	利 用 者 負 担		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	一 般 世 帯
夜間養護事業 （基本分） 17時～21時	900円	0円	220円	450円
夜間養護事業 （宿泊分） 21時～8時	900円	0円	220円	450円
休日預かり事業 （土曜日・日曜・祝日） 8時～17時	2,010円	0円	500円	1,000円

- ※ 実施施設による付添い送迎を利用した場合、上記事業単価に加えて、実施日数1日当たり1,860円を実施施設に支弁する。
- ※ 事業単価は、市が実施施設に支弁する1日1人当たりの単価である。
- ※ 利用者負担額は、市が保護者から徴収する1日1人当たりの利用徴収金の単価である。

第1号様式（第5条関係）

夜間養護等（トワイライトステイ）利用申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）〒

住所 防府市

氏 名

防府市夜間養護等（トワイライトステイ）事業に次のとおり申込みます。

なお、この申込みにあたり私の世帯の家庭状況等の調査に同意します。

児童氏名		生年月日		性別	男・女
学校名		学 年	年	担任	
保護者氏名		生年月日			
住 所				児童との関係	
電話番号		緊急連絡先			
家族構成	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	摘 要
希望施設等					
申込み理由					
通所の方法	保護者による送迎 ・ 施設による付添い送迎（往復・往路のみ・復路のみ）				
通所希望日時	・休 日	月		日 計	日
	・夜 間	月		日 計	日
	・宿 泊	月		日 計	日
児童の健康状態 その他留意事項					

第2号様式（第6条関係）

夜間養護等（トワイライトステイ）決定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで利用申請のありました夜間養護等（トワイライトステイ）事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名	氏 名			
	生年月日		年 齡	
保護者氏名	氏 名			
	住 所			
通 所 日	・休 日	月 日	付添い送迎	無 ・ 有 計 日 (往復・往路のみ・復路のみ)
	・夜 間	月 日	付添い送迎	無 ・ 有 計 日 (往復・往路のみ・復路のみ)
	・宿 泊	月 日	付添い送迎	無 ・ 有 計 日 (往復・往路のみ・復路のみ)
保護者負担金	・休日	円		
	・夜間	円		
	・宿泊	円	計	円
注意事項	※ お子様の送迎については、保護者の方の責任でお願いします。 ※ お子様の引取りについては、必ず、保護者又は事前に決められた方が迎えに来てください。施設による送迎を利用する場合は、送迎前に実施施設と送迎時の引渡し方法について確認してください。 ※ 保護者の負担金は、利用終了後に送付される納付書をお持ちになり、お近くの銀行で納付されますようお願いいたします。			

第3号様式（第6条関係）

夜間養護等（トワイライトステイ）委託決定通知書

第 号

年 月 日

様

防 府 市 長 印

夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施について、次のとおり委託します。

児 童	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日		年 齢	
保 護 者	氏 名		生年月日	
	住 所			
	電話番号			
通所希望日時	・ 休 日	月 日	付添い送迎	無 ・ 有 計 日 (往復・往路のみ・復路のみ)
	・ 夜 間	月 日	付添い送迎	無 ・ 有 計 日 (往復・往路のみ・復路のみ)
	・ 宿 泊	月 日	付添い送迎	無 ・ 有 計 日 (往復・往路のみ・復路のみ)
委 託 費 用	・ 休日	円		
	・ 夜間	円	計	円
	・ 宿泊	円		
	・ 送迎	円		
保 護 者 負 担 金	・ 休日	円		
	・ 夜間	円	計	円
	・ 宿泊	円		
委 託 理 由				
指 導 上 の 留 意 事 項				

F A X 可

第4号様式（第7条関係）

夜間養護等（トワイライトステイ）施設利用中止届

年 月 日

（宛先）防府市長

実施施設の長名

夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施について、下記のとおり中止しましたので、防府市夜間養護等（トワイライトステイ）事業実施要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

児 童 氏 名	
申 込 み 期 間	・休 日 月 日 ・夜 間 月 日 ・宿 泊 月 日 計 日
中 止 期 間	・休 日 月 日 ・夜 間 月 日 ・宿 泊 月 日 計 日
理 由 (該当理由に○)	・ 児童の健康状態の変化により、対応が著しく困難となったため。 ・ 児童が事業の対象に該当しなくなったため。 ・ その他 ( )



